

入院食費療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

令和8年6月1日から入院時食事療養費(入院中の食事費)に関する改正がありました。以下のように、患者様の負担金が変更になりますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

区分	1食当りの負担額 (令和8年5月まで)	1食当りの負担額 (令和8年6月から)
一般（下記のいずれにも該当しない者）	510円	550円
低所得Ⅱ(非課税世帯等) [※] 過去1年間の入院期間が90日以内	240円	270円
低所得Ⅱ(非課税世帯等) [※] 過去1年間の入院期間が90日超	190円	220円
低所得Ⅰ [※]	110円	130円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは老齢福祉年金受給権者